規格番号: JIS C 8715-2:2019

	技術基準		該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体	■該当	箇条5	箇条5 安全性に関する一般要求事項	
第1項		に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお	□非該当	5.1	5.1 一般事項	
		それがないよう設計されるものとする。			単電池及び電池システムは、通常使用及び予見可能な誤使	
					用において、安全が保たれるよう設計しなければならな	
					V.	
				5.4	5.4 温度、電圧及び電流の管理	
					電池システムは、単電池の製造業者が指定する温度、電圧	
					値及び電流値の範囲内となるように設計しなければなら	
					たい。	
				5.6.2	5.6.2 電池システム設計	
					電池システムの電圧制御機能は、単電池又は電池ブロック	
					の電圧が、上限充電電圧を超えないように設計しなければ	
					ならない。	
				附属書A	附属書A 安全に利用するための単電池の使用範囲	
				A.7	A.7 安全に利用するための放電条件	
					放電時に安全性を確保するため、電圧は、常に単電池の下	
					限放電電圧よりも高くしなければならない。電流は、単電	
					池の製造業者が規定する最大電流を超えてはならない。温	
					度は、常に上限温度及び下限温度の範囲内にしなければな	
					らない。	

規格番号: JIS C 8715-2:2019

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保す	■該当	箇条5	箇条5 安全性に関する一般要求事項	
第2項		るために、形状が正しく設計され、組立てが	□非該当	5.2	5.2 絶縁及び配線	
		良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。			電池システム全体(単電池又は電池モジュール、及び	
					BMS) の内部接続の機械的設計は、予見可能な誤使用を	
					十分考慮したものでなければならない。	
				5.3	5.3 弁作動	
					外側容器の内部において単電池が支持材で固定されてい	
					る場合、支持材の種類及び支持の方法は、通常の動作にお	
					いて過熱を引き起こしたり、圧力の低下を妨げたりするも	
					のであってはならない。	
				箇条8	箇条8 電池システムの安全性	
				8.1	8.1 一般要求	
					電気、電子及びソフトウェアによる、制御及び電池システ	
					ムの安全性に関する信頼性は、機能安全に基づく分析によ	
					って確認しなければならない。	
第三条	安全機能を有す	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状	■該当	箇条5	箇条5 安全性に関する一般事項	
第1項	る設計等	態の発生を防止するとともに、発生時におけ	□非該当	5.3	5.3 弁作動	
		る被害を軽減する安全機能を有するよう設			単電池、電池モジュール、電池パック及び電池システムは、	
		計されるものとする。			開裂又は破裂を起こすおそれのある内部圧力になる前に	
					内部圧力を低下させる、弁作動(内圧低下機構)の機能を	
					もたなければならない。	

規格番号: JIS C 8715-2:2019

	技術基準		該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条				5.6	5.6 電池システムへの単電池、電池モジュール又は電池パ	
第1項					ックの組込み	
続き				5.6.1	5.6.1 一般事項	
					電池システムのリスクを低減するために、次の規定を守ら	
					なければならない。	
					- 全ての電池システムは、独立した制御機能及び保護機	
					能をもたなければならない。	
					- 直列に接続された単電池の一部を選択して放電するよ	
					うに設計した電池システムは、別の回路を設けて、不均	
					等放電によって単電池の転極が起こらないようにしな	
					ければならない。	
第三条	安全機能を有す	電気用品は、前項の規定による措置のみによ	■該当	箇条5	箇条5 安全性に関する一般事項	
第2項	る設計等	ってはその安全性の確保が困難であると認	□非該当	5.4	5.4 温度、電圧及び電流の管理	
		められるときは、当該電気用品の安全性を確			単電池の製造業者は、指定する温度、電圧値及び電流値の	
		保するために必要な情報及び使用上の注意			範囲について、仕様書及び充電方法の説明書を作成し、電	
		について、当該電気用品又はこれに付属する			池システムの製造業者に提示しなければならない。	
		取扱説明書等への表示又は記載がされるも		5.5	5.5 電池パック及び/又は電池システムの端子接続部	
		のとする。			端子には、電池パック又は電池システムの外部表面に極性	
					[プラス(+)及びマイナス(-)]を表示しなければな	
					らない。	
				5.6	5.6 電池システムへの単電池、電池モジュール又は電池パ	

規格番号: JIS C 8715-2:2019

	技術基準		該当	規格		補足
条項	タイトル	条文	以 曰	項目番号	規定タイトル・概要	
第三条					ックの組込み	
第2項				5.6.1	5.6.1 一般事項	
続き					単電池の製造業者は、電池システムの製造業者及び電池シ	
					ステム設計者が適切に設計及び組立ができるように、電	
					流、電圧及び温度の限度値を提示しなければならない。	
				箇条9	箇条9 安全に関する情報	
					単電池の製造業者は、製造した単電池についての電流、電	
					圧及び使用温度の限界値について、情報を提供しなければ	
					ならない。	
				箇条 10	箇条 10 表示及び呼び方	
					単電池及び電池システムの表示は、JIS C 8715-1:2018 の箇	
					条5 (表示) にしたがって、電池の種類、極性、製造年月、	
					定格容量、公称電圧 等を表示しなければならない。	
第四条	供用期間中にお	電気用品は、当該電気用品に通常想定される	■該当	箇条5	箇条5 安全性に関する一般事項	
	ける安全機能の	供用期間中、安全機能が維持される構造であ	□非該当	5.5	5.5 電池パック及び/又は電池システムの端子接続部	
	維持	るものとする。			外部接続端子の接触表面は、十分な耐腐食性を備えた導電	
					材料によって構成しなければならない。	
第五条	使用者及び使用	電気用品は、想定される使用者及び使用され	■該当	箇条5	箇条5 安全性に関する一般事項	
	場所を考慮した	る場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は	□非該当	5.2	5.2 絶縁及び配線	
	安全設計	物件に損傷を与えるおそれがないように設			内部配線及びその絶縁は、予想される海抜最高高度及び最	
		計され、及び必要に応じて適切な表示をされ			高湿度に関する要求事項に十分耐えなければならない。	

規格番号: JIS C 8715-2:2019

	技術基準		該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	₩.⊐	項目番号	規定タイトル・概要	
第五条		ているものとする。		箇条7	箇条7 要求事項及び試験	
続き				7.2.4	7.2.4 加熱試験 (単電池又は電池ブロック)	
					単電池又は電池ブロックは、異常高温の環境に置かれて	
					も、発火又は破裂を引き起こしてはならない。	
第六条	耐熱性等を有す	電気用品には、当該電気用品に通常想定され	■該当	箇条5	箇条5 安全性に関する一般事項	
	る部品及び材料	る使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等	□非該当	5.2	5.2 絶縁及び智線	
	の使用	を有する部品及び材料が使用されるものと			内部配線及びその絶縁は、予想される最大電圧、最大電流	
		する。			及び最高温度に関する要求事項に十分耐えなければなら	
					ない。	
				5.5	5.5 電池パック及び/又は電池システムの端子接続部	
					外部接続端子の接触表面は、十分な機械的強度及び耐腐食	
					性を備えた導電材料によって構成しなければならない。	
第七条	感電に対する保	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応	■該当	箇条5	箇条5 安全性に関する一般事項	
第1号	護	じ、感電のおそれがないように、次に掲げる	□非該当	5.2	5.2 絶縁及び配線	
		措置が講じられるものとする。			電池システムの危険な充電部は、機器組込み時を含め、感	
		一 危険な充電部への人の接触を防ぐとと			電のおそれがないように適切に保護しなければならない。	
		もに、必要に応じて、接近に対しても適切に				
		保護すること。				
第七条	感電に対する保	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないよ	■該当	箇条5	箇条5 安全性に関する一般事項	
第2号	護	うに抑制されていること。	□非該当	5.2	5.2 絶縁及び智線	
					電池システムの危険な充電部は、機器組込み時を含め、感	

規格番号: JIS C 8715-2:2019

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条					電のおそれがないように適切に保護しなければならない。	
続き						
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受ける	■該当	箇条5	箇条5 安全性に関する一般要求事項	
		おそれがある内外からの作用を考慮し、か	□非該当	5.2	5.2 絶縁及び配線	
		つ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保た			配線は、各々の接続器の間に適切な隙間と沿面距離とを保	
		れるものとする。			つものを使用しなければならない。	
第九条	火災の危険源か	電気用品には、発火によって人体に危害を及	■該当	箇条5	箇条5 安全性に関する一般要求事項	
	らの保護	ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがない	□非該当	5.1	5.1 一般事項	
		ように、発火する温度に達しない構造の採			予見可能な誤使用の後に機能が失われた場合でも、単電池	
		用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措			又は電池システムは、発火の潜在的な危険源となってはな	
		置が講じられるものとする。			らない。	
				箇条7	箇条7 要求事項及び試験	
				7.2	7.2 予見可能な誤使用	
					単電池又は電池ブロックに次の試験を行ったとき、発火又	
					は破裂を引き起こしてはならない。	
					一外部短絡試験	
					一過充電試験	
					- 強制 放電試験	
					- 衝突試験	
					一全体落下試験	
					- 角部及び辺部落下試験	

規格番号: JIS C 8715-2:2019

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条				7.3	7.3 内部短絡に対する考慮―設計評価	
続き				7.3.2	7.3.2 内部短絡試験(単電池)	
					円筒形単電池及び角形単電池は、強制内部短絡しても発火	
					してはならない。単電池製造業者は、要求事項を満たすこ	
					とを示さなければならない	
				7.3.3	7.3.3 類焼試験(電池システム)	
					電池システムの単電池の一つが熱暴走した場合でも、それ	
					によって、電池システムから発火してはならない。	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人	■該当	箇条5	箇条5 安全性に関する一般要求事項	
		体に危害を及ぼすおそれがある温度となら	□非該当	5.4	5.4 温度、電圧及び電流の管理	
		ないこと、発熱部が容易に露出しないこと等			電池システムは、異常な温度上昇が発生しないように設計	
		の火傷を防止するための設計その他の措置			しなければならない。	
		が講じられるものとする。				
第十一	機械的危険源に	電気用品には、それ自体が有する不安定性に	■該当	箇条5	箇条5 安全性に関する一般事項	
条第1項	よる危害の防止	よる転倒、可動部又は鋭利な角への接触等に	□非該当	5.1	5.1 一般事項	
		よって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷			人体への傷害のおそれがある可動部は、機器組込み時を含	
		を与えるおそれがないように、適切な設計そ			め、リスクを低減するように、適切な設計、その他の措置	
		の他の措置が講じられるものとする。			を講じなければならない。	
第十一	機械的危険源に	2 電気用品には、通常起こり得る外部から	■該当	箇条5	箇条5 安全性に関する一般事項	
条第2項	よる危害の防止	の機械的作用によって生じる危険源によっ	□非該当	5.1	5.1 一般事項	
		て人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与			予見可能な誤使用の後に機能が失われた場合でも、単電池	

規格番号: JIS C 8715-2:2019

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一		えるおそれがないように、必要な強度を持つ			又は電池システムは、破裂の潜在的な危険源となってはな	
条第2項		設計その他の措置が講じられるものとする。			らない。	
続き				5.5	5.5 電池パック及び/又は電池システムの端子接続部	
					外部接続端子の接触表面は、十分な機械的強度を備えた導	
					電材料によって構成しなければならない。	
第十二	化学的危険源に	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物	■該当	箇条5	箇条5 安全性に関する一般要求事項	
条	よる危害又は損	質が流出し、又は溶出することにより、人体	□非該当	5.1	5.1 一般事項	
	傷の防止	に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお			予見可能な誤使用の後に機能が失われた場合でも、単電池	
		それがないものとする。			又は電池システムは、以下の潜在的な危険源となってはな	
					らない。	
					ー電解液の漏液による短絡	
					一継続的に可燃性ガスを噴出するような弁作動	
					一内容物が露出するような、単電池の容器の開裂、又は電	
					池モジュール、電池パック若しくは電池システムの外装	
					の開裂	
第十三	電気用品から発	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのあ	□該当	_	_	一般的に、人体
条	せられる電磁波	る電磁波が、外部に発生しないように措置さ	■非該当			に危害を及ぼす
	による危害の防	れているものとする。				おそれのある電
	止					磁波を発生しな
						いため、非該当
						が妥当と考え

規格番号: JIS C 8715-2:2019

		技術基準			規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三						る。
条続き						
第十四	使用方法を考慮	電気用品は、当該電気用品に通常想定される	■該当	箇条5	箇条5 安全性に関する一般要求事項	
条	した安全設計	無監視状態での運転においても、人体に危害	□非該当	5.1	5.1 一般事項	
		を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが			単電池及び電池システムは、通常使用及び予見可能な誤使	
		ないように設計され、及び必要に応じて適切			用において、安全が保たれるよう設計しなければならな	
		な表示をされているものとする。			V.	
第十五	始動、再始動及	電気用品は、不意な始動によって人体に危害	■該当	箇条5	箇条5 安全性に関する一般事項	
条第1項	び停止による危	を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが	□非該当	5.1	5.1 一般事項	
	害の防止	ないものとする。			人体への傷害のおそれがある可動部は、機器組込み時を含	
					め、リスクを低減するように、適切な設計、その他の措置	
					を講じなければならない。	
第十五	始動、再始動及	電気用品は、動作が中断し、又は停止したと	■該当	箇条5	箇条5 安全性に関する一般事項	
条第2項	び停止による危	きは、再始動によって人体に危害を及ぼし、	□非該当	5.1	5.1 一般事項	
	害の防止	又は物件に損傷を与えるおそれがないもの			人体への傷害のおそれがある可動部は、機器組込み時を含	
		とする。			め、リスクを低減するように、適切な設計、その他の措置	
					を講じなければならない。	
第十五	始動、再始動及	電気用品は、不意な動作の停止によって人体	■該当	箇条5	箇条5 安全性に関する一般事項	
条第3項	び停止による危	に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお	□非該当	5.1	5.1 一般事項	
	害の防止	それがないものとする。			人体への傷害のおそれがある可動部は、機器組込み時を含	
					め、リスクを低減するように、適切な設計、その他の措置	

規格番号: JIS C 8715-2:2019

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五					を講じなければならない。	
条第3項						
続き						
第十六	保護協調及び組	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系	■該当	箇条5	箇条5 安全性に関する一般要求事項	
条	合せ	統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異	□非該当	5.5	5.5 電池パック及び/又は電池システムの端子接続部	
		常な電流に対する安全装置が確実に作動す			端子接続部は、予想される最大電流を確実に流すことがで	
		るよう安全装置の作動特性を設定するとと			きる寸法及び形状でなければならない。	
		もに、安全装置が作動するまでの間、回路が				
		異常な電流に耐えることができるものとす				
		వ .				
第十七	電磁的妨害に対	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害	□該当	_	_	一般的に、電磁
条	する耐性	により、安全機能に障害が生じることを防止	■非該当			的妨害による誤
		する構造であるものとする。				動作はないた
						め、非該当が妥
						当と考える。
第十八	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送	□該当	_	_	一般的に、雑音
条		受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑	■非該当			は発生しないた
		音を発生するおそれがないものとする。				め、非該当が妥
						当と考える。
第十九	表示等(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の	■該当	箇条 10	箇条 10 表示及び呼び方	
条		注意(家庭用品品質表示法(昭和三十七年法	□非該当		単電池及び電池システムの表示は、JIS C 8715-1:2018 の箇	

規格番号: JIS C 8715-2:2019

		技術基準	該当		規格	
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九		律第百四号) によるものを除く。) を、見や			条5 (表示) にしたがって、規定の表示事項を明瞭かつ容	
条続き		すい箇所に容易に消えない方法で表示され			易に消えない方法で表示しなければならない。	
		るものとする。				
第二十	表示等(長期使	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定	□該当	_	_	_
条第1項	用製品安全表示	によるほか、当該各号に定めるところによ	■非該当			
	制度による表	る。				
	示)	一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電				
		気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに				
		限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる				
		換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所				
		に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない				
		方法で、次に掲げる事項を表示すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製				
		品安全法 (昭和四十八年法律第三十一号) 第				
		三十二条の三第一項第一号に規定する設計				
		標準使用期間をいう。以下同じ。)				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨。				

規格番号: JIS C 8715-2:2019

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文	以 自	項目番号	規定タイトル・概要	
第二十	表示等(長期使	二 電気冷房機 (産業用のものを除く。) 機	□該当	_	_	_
条第2項	用製品安全表示	器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、	■非該当			
	制度による表	かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事				
	示)	項を表示すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨。				
第二十	表示等(長期使	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置	□該当	_	_	_
条第3項	用製品安全表示	を有するものを除く。)及び電気脱水機(電	■非該当			
	制度による表	気洗濯機と一体となっているものに限り、産				
	示)	業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇				
		所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えな				
		い方法で、次に掲げる事項を表示すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨。				

規格番号: JIS C 8715-2:2019

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文	µ∧.⊐	項目番号	規定タイトル・概要	
第二十	表示等(長期使	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のもの	□該当	_	_	_
条第4項	用製品安全表示	に限り、産業用のものを除く。) 機器本体の	■非該当			
	制度による表	見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容				
	示)	易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示				
		すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨。				